

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案に対する修正案要綱

一 施行期日を平成二十四年四月一日から公布の日に改めること。(附則第一項関係)

二 この法律による改正後の別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年四月一日から適用すること。(附
則第二項関係)